

投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日 2026.8.11

ユーロランド・ソブリン・インカム

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「ユーロランド・ソブリン・インカム」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月9日に関東財務局長に提出しており、2026年2月10日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 川上 豊
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
（1）【ファンドの名称】	1
（2）【内国投資信託受益証券の形態等】	1
（3）【発行（売出）価額の総額】	1
（4）【発行（売出）価格】	1
（5）【申込手数料】	1
（6）【申込単位】	1
（7）【申込期間】	1
（8）【申込取扱場所】	2
（9）【払込期日】	2
（10）【払込取扱場所】	2
（11）【振替機関に関する事項】	2
（12）【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	31
第3【ファンドの経理状況】	37
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	48
第三部【委託会社等の情報】	49
第1【委託会社等の概況】	49
約款	80

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ユーロランド・ソブリン・インカム
（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.20%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2026年2月10日から2027年2月9日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、2兆円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
		債券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産
	内 外	資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般	年6回(隔月)	欧州	あり (適時ヘッジ)

公債 社債 その他債券 クレジット属性 (高格付債*)	年 12 回 (毎月) 日々 その他	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	なし
不動産投信			
その他資産			
資産複合			

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

債券 公債	目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
クレジット属性 (高格付債*)	目論見書又は投資信託約款において、「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについて、併記することもできる。
年 6 回 (隔月)	目論見書又は投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。
欧 州	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジあり (適時ヘッジ)	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うものをいう。

* 高格付債・・・三菱UFJアセットマネジメント株式会社のファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

ファンドの特色



ユーロ参加国^{*1}・参加見込国のソブリン債券^{*2}を主要投資対象とします。

※欧州地域以外の発行体による欧州通貨建債券にも一部投資することがあります。

◆ 原則として、A格以上の格付けを有するソブリン債券に投資を行います。

格付けと信用力のイメージ

■ 格付けとは

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。
格付機関が、債券などの発行体の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

格付け	
Moody's	S&P
Aaa	AAA
Aa	AA
A	A
Baa	BBB
Ba	BB
B	B
Caa	CCC
Ca	CC
C	C
—	D

■ 現在の主要投資対象国と国債の格付け状況 (2026年5月29日現在)

ユーロ参加国

	Moody's	S&P		Moody's	S&P
ドイツ	Aaa	AAA	フランス	Aa3	A+
オランダ	Aaa	AAA	ベルギー	A1	AA-
オーストリア	Aa1	AA+	ポルトガル	A3	A+
フィンランド	Aa1	AA+	スペイン	A3	A+
アイルランド	Aa3	AA+			

ユーロ参加見込国

	Moody's	S&P
スウェーデン	Aaa	AAA
デンマーク	Aaa	AAA
ポーランド	A2	A

(出所) Bloomberg

※上記の主要投資対象国は将来変更となる可能性があります。

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。

※国債の格付け(自国通貨建長期債務格付け)は、①Moody'sの格付け順、②S&Pの格付け順に表記しています。



*1 【ユーロ参加国】 欧州の経済通貨同盟(EMU)にて使用されている単一通貨「ユーロ」を導入している国をいいます。経済通貨同盟(EMU)とは、1999年1月に生まれた単一通貨「ユーロ」のもと、一元的な金融政策を実施する同盟のことです。

*2 【ソブリン債券】 各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

特色

2

ソブリン債券からの安定した利子収入の確保とともに信託財産の成長を目指します。

◆【債券】・【為替】双方の観点からポートフォリオを構築し、円ベースのリターンを追求します。

債券

中長期的な金利見通しに基づき、債券ポートフォリオの

国別配分

デュレーションのコントロール

を行います。

【デュレーション】

「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。例えば、デュレーションの値が「6」の債券は、金利が1%上昇(低下)すると債券価格がおおよそ6%下落(上昇)します。(他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。)

一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

当ファンドはベンチマーク±3程度の範囲内でデュレーションを調整します。

為替

中長期的な為替見通しに基づき、各通貨(ユーロ、その他欧州通貨)が

相対的に上昇すると予測した場合



その通貨の組入比率の引き上げ

相対的に下落すると予測した場合



その通貨の組入比率の引き下げ

を行うことで、為替変動リスクをコントロールします。

※組入比率の調整によるほか、弾力的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆ FTSE欧州世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

FTSE欧州世界国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、欧州主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆ ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウェスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(本部所在地:米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

※2026年10月1日付でウェスタン・アセット・マネジメント株式会社はフランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社と合併する予定です。

! 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色

3

隔月に決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎年1、3、5、7、9、11月の10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



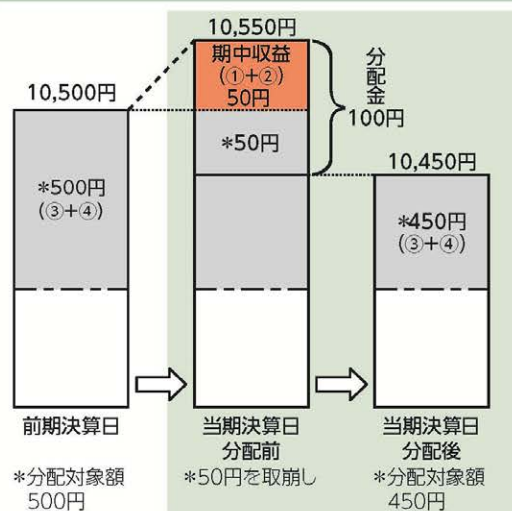
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

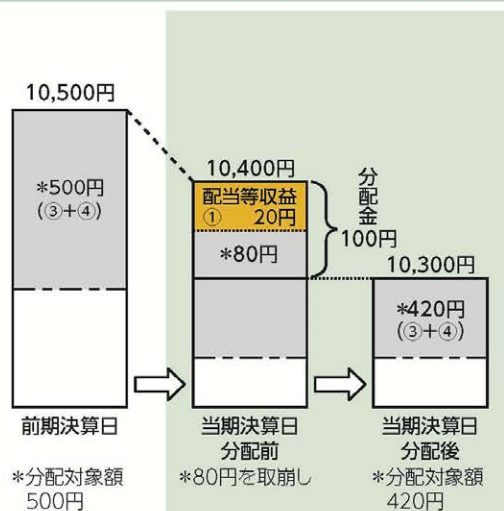
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

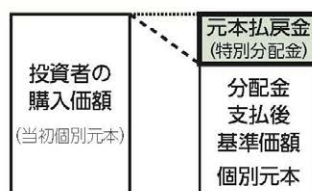
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ 主な投資制限

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

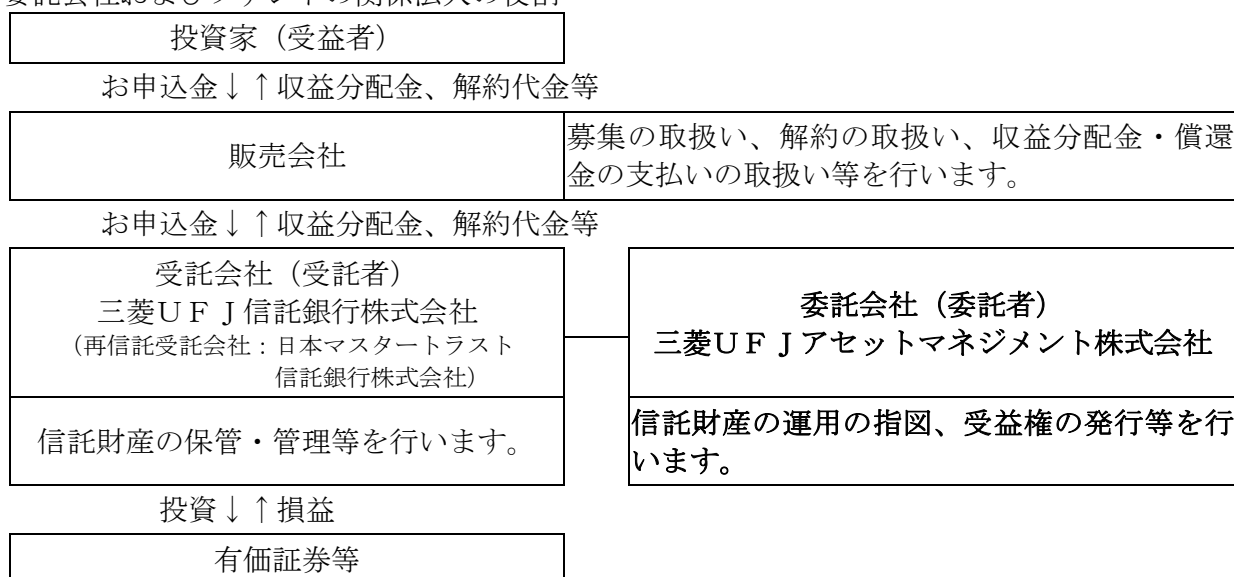
本書において格付等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め(これに限られません。)、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。))について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

- 1998 年 8 月 28 日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 2007 年 1 月 4 日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 2015 年 7 月 1 日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ 国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2026 年 5 月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号

- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

② 投資態度

- a. EMU参加国および参加見込国のソブリン債券（A格以上）を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保とともに信託財産の成長を目指します。また、欧州地域以外の発行体による欧州通貨建債券を一部組入れることがあります。
- b. デュレーション・コントロールおよびカンントリー・アロケーションを行うことにより、債券運用の付加価値を追求します。
- c. 為替は弾力的にヘッジします。

(2)【投資対象】

EMU参加国および参加見込国のソブリン債券（A格以上）を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)投資制限<信託約款に定められた投資制限>の⑥および⑦に定めるものに限りま。）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図しません。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券もしくは証書で、a. から f. までの証券または証書の性質を有するもの
- h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- k. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- l. 外国の者に対する権利で k. の有価証券の性質を有するもの
- a. の証券または証書および g. の証券または証書のうち、a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から e. までの証券および g. の証券または証書のうち b. から e. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で e. の権利の性質を有するもの

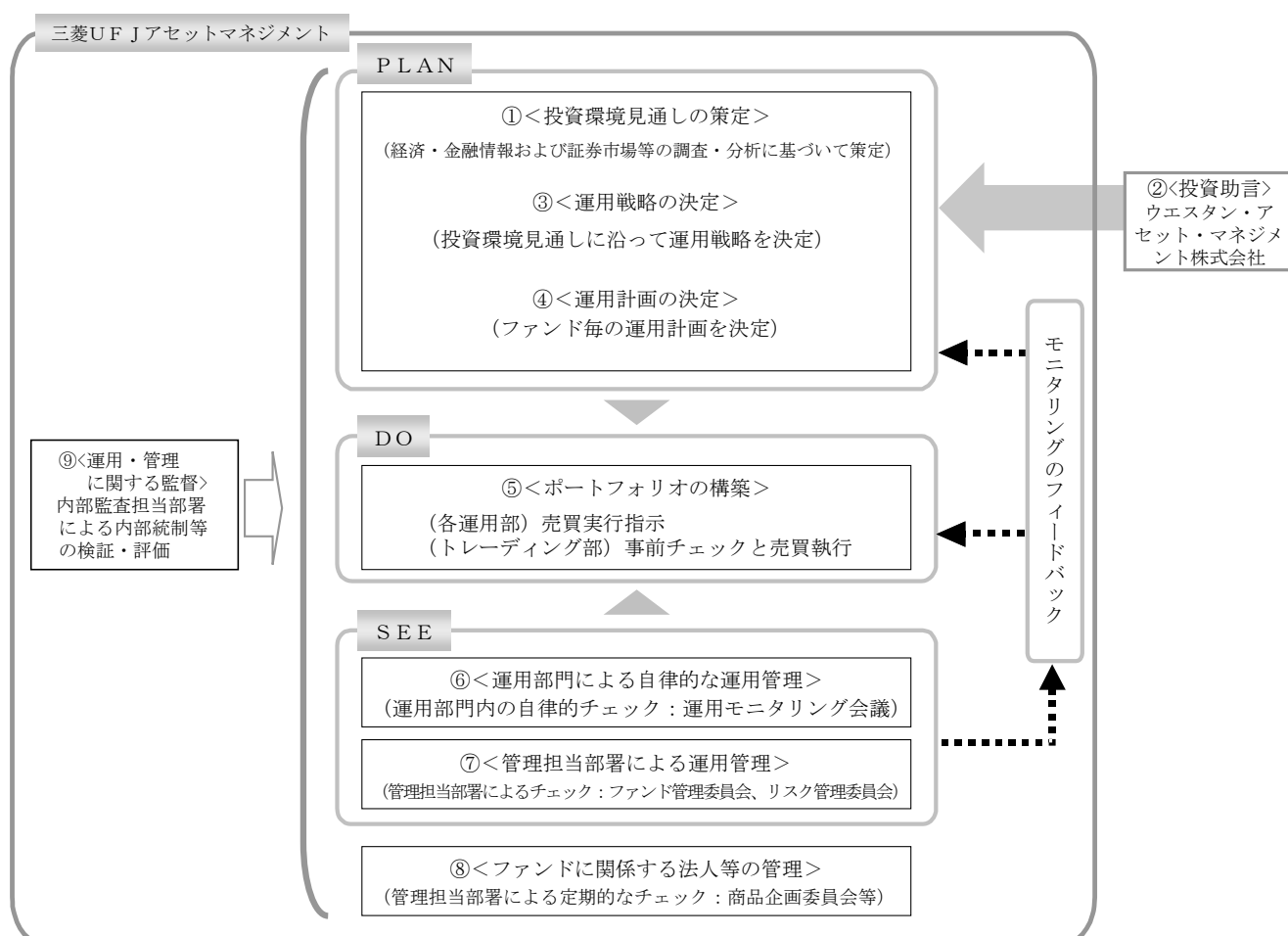
④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の a. から f. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他の投資対象

- a. 先物取引等
- b. スワップ取引

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言

当ファンドは、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って各運用部は運用戦略を決定します。

④運用計画の決定

③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑦管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑧ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑨運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10 名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎年 1、3、5、7、9、11 月の 10 日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信

託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- （b）売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

① 株式への投資

株式への投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

② 外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は、制限を設けません。

③ 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

⑤ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c. 委託会社は、信託財産に属する資産の金利変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑨ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩ 有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約の指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑬ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を

限度とします。

c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭ 信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

＜その他法令等に定められた投資制限＞

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建およびその他欧州通貨建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません）。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

③ 信用リスク

原則として格付けが A 格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の

下落要因となります。

⑤ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑥ ベンチマークについての留意点

「F T S E 欧州世界国債インデックス（円ベース）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることが保証するものではありません。

⑦ その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 30 億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

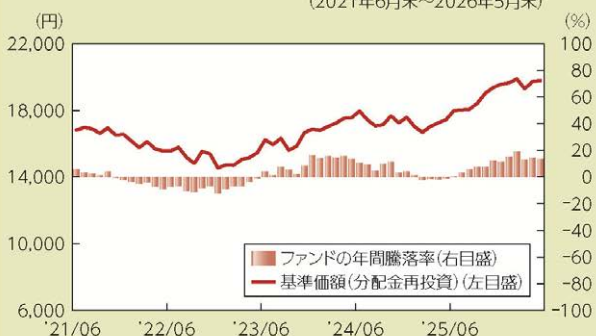
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2021年6月末～2026年5月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2021年6月末～2026年5月末)



(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.20%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の 0.07% が差引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.2650%（税抜 1.1500%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.7500%～0.4000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.3500%～0.7000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0500%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

委託会社および販売会社の配分は、純資産総額に応じて以下の通りとなります。

純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分に対して	0.7500%	0.3500%	0.0500%
100 億円超 300 億円以下の部分に対して	0.7000%	0.4000%	
300 億円超 500 億円以下の部分に対して	0.6500%	0.4500%	
500 億円超 1,000 億円以下の部分に対して	0.6000%	0.5000%	

1,000 億円超 1,500 億円以下の部分に対して	0.5500%	0.5500%	
1,500 億円超 2,000 億円以下の部分に対して	0.5000%	0.6000%	
2,000 億円超 3,000 億円以下の部分に対して	0.4500%	0.6500%	
3,000 億円超の部分に対して	0.4000%	0.7000%	

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税 15.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税 15.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税 15.315%、地方税 5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として 15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2026 年 5 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年11月11日～2026年5月11日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.32%	1.27%	0.05%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

【ユーロランド・ソブリン・インカム】

（1）【投資状況】

2026 年 5 月 29 日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	フランス	1,070,780,230	24.63
	ドイツ	794,468,104	18.27
	スペイン	668,704,019	15.38
	ポーランド	288,015,312	6.62
	ベルギー	196,222,611	4.51
	ポルトガル	146,849,898	3.38
	スウェーデン	140,021,500	3.22
	オーストリア	98,093,029	2.26
	デンマーク	65,258,167	1.50
	フィンランド	34,040,858	0.78
小計		3,502,453,728	80.56
特殊債券	フランス	428,179,268	9.85
	ノルウェー	233,195,320	5.36
	ドイツ	73,194,050	1.68
	スウェーデン	21,951,530	0.50
小計		756,520,168	17.40
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	88,431,923	2.04
純資産総額		4,347,405,819	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2026年5月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
ドイツ	国債証券	2.9 BUND 360215	1,590,000	18,393.08	292,450,101	18,472.38	293,710,854	2.900000	2036/2/15	6.76
ドイツ	国債証券	2.6 BUND 410515	1,350,000	16,968.48	229,074,595	17,042.14	230,069,012	2.600000	2041/5/15	5.29
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 300225	1,110,000	18,462.27	204,931,217	18,487.33	205,209,428	2.750000	2030/2/25	4.72
フランス	国債証券	3.5 O.A.T 351125	1,100,000	18,208.79	200,296,691	18,459.47	203,054,253	3.500000	2035/11/25	4.67
ドイツ	国債証券	2.3 BUND 330215	1,070,000	17,989.24	192,484,945	18,032.78	192,950,794	2.300000	2033/2/15	4.44
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 290225	930,000	18,538.15	172,404,805	18,556.14	172,572,116	2.750000	2029/2/25	3.97
ポーランド	国債証券	4.5 POLAND 310125	3,900,000	4,284.56	167,098,202	4,272.73	166,636,730	4.500000	2031/1/25	3.83
フランス	国債証券	2.7 O.A.T 310225	900,000	18,189.35	163,704,219	18,337.27	165,035,485	2.700000	2031/2/25	3.80
スペイン	国債証券	3.2 SPAIN GOVT 351031	890,000	18,315.35	163,006,695	18,377.97	163,563,956	3.200000	2035/10/31	3.76
スペイン	国債証券	3.25 SPAIN GOVT 340430	760,000	18,591.92	141,298,648	18,641.86	141,678,141	3.250000	2034/4/30	3.26
ポーランド	国債証券	5 POLAND 300125	2,760,000	4,422.67	122,065,718	4,397.77	121,378,582	5.000000	2030/1/25	2.79
スペイン	国債証券	0.5 SPAIN GOVT 311031	670,000	16,319.97	109,343,854	16,371.96	109,692,152	0.500000	2031/10/31	2.52

ノルウェー	特殊債券	1.342 ASIAN DEV 260618	6,000,000	1,716.84	103,010,882	1,719.37	103,162,515	1.342000	2026/6/18	2.37
ノルウェー	特殊債券	4 NORDIC INV 261104	6,000,000	1,715.68	102,941,013	1,716.50	102,990,086	4.000000	2026/11/4	2.37
フランス	特殊債券	0.25 AGENCE FRANC 290629	600,000	17,019.01	102,114,066	17,064.95	102,389,738	0.250000	2029/6/29	2.36
フランス	国債証券	1.5 O.A.T 310525	590,000	17,247.62	101,761,008	17,295.62	102,044,167	1.500000	2031/5/25	2.35
フランス	国債証券	1.75 O.A.T 390625	680,000	14,501.76	98,612,021	14,583.82	99,170,040	1.750000	2039/6/25	2.28
スウェーデン	国債証券	0.75 SWD GOVT 280512	5,900,000	1,674.83	98,815,173	1,675.76	98,870,384	0.750000	2028/5/12	2.27
フランス	特殊債券	0.125 CAISSE D'AM 310915	600,000	15,860.66	95,163,985	15,907.88	95,447,309	0.125000	2031/9/15	2.20
オーストリア	国債証券	2.95 AUSTRIA GOVT 350220	440,000	18,275.58	80,412,571	18,334.09	80,669,998	2.950000	2035/2/20	1.86
ドイツ	国債証券	2.6 BUND 350815	430,000	18,012.46	77,453,594	18,078.47	77,737,444	2.600000	2035/8/15	1.79
フランス	特殊債券	1 AGENCE FRANCAIS 280131	400,000	17,990.31	71,961,254	18,018.57	72,074,292	1.000000	2028/1/31	1.66
フランス	国債証券	1.25 O.A.T 340525	450,000	15,733.13	70,799,106	15,804.92	71,122,182	1.250000	2034/5/25	1.64
デンマーク	国債証券	0 DMK GOVT 311115	3,000,000	2,165.91	64,977,494	2,175.27	65,258,167	0.000000	2031/11/15	1.50
スペイン	国債証券	3.5 SPAIN GOVT 410131	340,000	17,968.03	61,091,323	18,034.55	61,317,501	3.500000	2041/1/31	1.41
スペイン	国債証券	2.7 SPAIN GOVT 481031	400,000	15,059.87	60,239,485	15,120.15	60,480,602	2.700000	2048/10/31	1.39
ポルトガル	国債証券	4.1 PORTUGUESE 450215	300,000	19,218.18	57,654,560	19,287.28	57,861,851	4.100000	2045/2/15	1.33
ベルギー	国債証券	1 BEL GOVT 260622	310,000	18,545.15	57,489,971	18,556.37	57,524,751	1.000000	2026/6/22	1.32
ベルギー	国債証券	3.1 BEL GOVT 350622	310,000	18,083.46	56,058,756	18,168.53	56,322,462	3.100000	2035/6/22	1.30
フランス	特殊債券	2.75 CAISSE D'AMO 290225	300,000	18,518.75	55,556,272	18,529.85	55,589,550	2.750000	2029/2/25	1.28

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2026 年 5 月 29 日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	80.56
特殊債券	17.40
合計	97.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年5月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第107 計算期間末日	(2016年 7月 11日)	10,615,511,705	10,722,808,925	4,947	4,997
第108 計算期間末日	(2016年 9月 12日)	10,718,736,038	10,771,624,363	5,067	5,092
第109 計算期間末日	(2016年 11月 10日)	9,994,842,107	10,045,587,954	4,924	4,949
第110 計算期間末日	(2017年 1月 10日)	10,075,883,381	10,124,922,715	5,137	5,162
第111 計算期間末日	(2017年 3月 10日)	9,576,044,530	9,623,589,525	5,035	5,060
第112 計算期間末日	(2017年 5月 10日)	9,499,550,990	9,545,703,887	5,146	5,171
第113 計算期間末日	(2017年 7月 10日)	9,358,012,557	9,384,369,474	5,326	5,341
第114 計算期間末日	(2017年 9月 11日)	9,191,182,151	9,216,618,714	5,420	5,435
第115 計算期間末日	(2017年 11月 10日)	9,035,962,065	9,060,819,579	5,453	5,468
第116 計算期間末日	(2018年 1月 10日)	8,747,141,161	8,771,005,084	5,498	5,513
第117 計算期間末日	(2018年 3月 12日)	8,388,032,857	8,411,524,483	5,356	5,371
第118 計算期間末日	(2018年 5月 10日)	8,188,028,822	8,211,244,299	5,290	5,305
第119 計算期間末日	(2018年 7月 10日)	8,112,179,798	8,135,147,406	5,298	5,313
第120 計算期間末日	(2018年 9月 10日)	7,814,318,310	7,837,087,656	5,148	5,163
第121 計算期間末日	(2018年 11月 12日)	7,642,938,243	7,665,255,316	5,137	5,152
第122 計算期間末日	(2019年 1月 10日)	7,346,825,678	7,368,884,317	4,996	5,011
第123 計算期間末日	(2019年 3月 11日)	7,281,462,823	7,303,068,528	5,055	5,070
第124 計算期間末日	(2019年 5月 10日)	7,135,755,409	7,142,838,146	5,037	5,042
第125 計算期間末日	(2019年 7月 10日)	7,136,355,945	7,143,274,758	5,157	5,162
第126 計算期間末日	(2019年 9月 10日)	6,893,322,328	6,900,107,533	5,080	5,085
第127 計算期間末日	(2019年 11月 11日)	6,738,905,981	6,745,586,275	5,044	5,049
第128 計算期間末日	(2020年 1月 10日)	6,584,363,741	6,590,852,400	5,074	5,079
第129 計算期間末日	(2020年 3月 10日)	6,493,157,116	6,499,546,320	5,081	5,086
第130 計算期間末日	(2020年 5月 11日)	6,088,284,150	6,094,603,939	4,817	4,822
第131 計算期間末日	(2020年 7月 10日)	6,374,145,609	6,380,393,731	5,101	5,106
第132 計算期間末日	(2020年 9月 10日)	6,464,082,436	6,470,183,377	5,298	5,303
第133 計算期間末日	(2020年 11月 10日)	6,324,183,634	6,330,185,330	5,269	5,274
第134 計算期間末日	(2021年 1月 12日)	6,345,827,009	6,351,724,340	5,380	5,385
第135 計算期間末日	(2021年 3月 10日)	6,198,505,584	6,204,295,043	5,353	5,358
第136 計算期間末日	(2021年 5月 10日)	6,201,164,088	6,206,891,094	5,414	5,419
第137 計算期間末日	(2021年 7月 12日)	6,064,038,439	6,069,673,314	5,381	5,386
第138 計算期間末日	(2021年 9月 10日)	5,972,212,068	5,977,774,817	5,368	5,373
第139 計算期間末日	(2021年 11月 10日)	5,897,989,532	5,903,473,246	5,378	5,383
第140 計算期間末日	(2022年 1月 11日)	5,688,898,084	5,694,331,636	5,235	5,240
第141 計算期間末日	(2022年 3月 10日)	5,357,186,119	5,362,559,274	4,985	4,990
第142 計算期間末日	(2022年 5月 10日)	5,219,320,491	5,224,637,473	4,908	4,913

第 143 計算期間末日	(2022 年 7 月 11 日)	5, 116, 819, 748	5, 122, 093, 991	4, 851	4, 856
第 144 計算期間末日	(2022 年 9 月 12 日)	5, 125, 207, 174	5, 130, 420, 454	4, 916	4, 921
第 145 計算期間末日	(2022 年 11 月 10 日)	4, 979, 143, 105	4, 984, 266, 065	4, 860	4, 865
第 146 計算期間末日	(2023 年 1 月 10 日)	4, 734, 208, 918	4, 739, 283, 183	4, 665	4, 670
第 147 計算期間末日	(2023 年 3 月 10 日)	4, 607, 060, 155	4, 612, 060, 273	4, 607	4, 612
第 148 計算期間末日	(2023 年 5 月 10 日)	4, 766, 707, 549	4, 771, 658, 370	4, 814	4, 819
第 149 計算期間末日	(2023 年 7 月 10 日)	4, 890, 206, 489	4, 895, 095, 029	5, 002	5, 007
第 150 計算期間末日	(2023 年 9 月 11 日)	4, 859, 344, 890	4, 864, 162, 923	5, 043	5, 048
第 151 計算期間末日	(2023 年 11 月 10 日)	4, 874, 932, 493	4, 879, 669, 759	5, 145	5, 150
第 152 計算期間末日	(2024 年 1 月 10 日)	4, 938, 159, 419	4, 942, 871, 971	5, 239	5, 244
第 153 計算期間末日	(2024 年 3 月 11 日)	4, 721, 328, 714	4, 725, 735, 748	5, 357	5, 362
第 154 計算期間末日	(2024 年 5 月 10 日)	4, 795, 239, 357	4, 799, 601, 377	5, 497	5, 502
第 155 計算期間末日	(2024 年 7 月 10 日)	4, 666, 542, 790	4, 670, 634, 533	5, 702	5, 707
第 156 計算期間末日	(2024 年 9 月 10 日)	4, 295, 483, 905	4, 299, 522, 904	5, 318	5, 323
第 157 計算期間末日	(2024 年 11 月 11 日)	4, 366, 822, 391	4, 370, 824, 934	5, 455	5, 460
第 158 計算期間末日	(2025 年 1 月 10 日)	4, 237, 228, 668	4, 241, 178, 330	5, 364	5, 369
第 159 計算期間末日	(2025 年 3 月 10 日)	4, 071, 732, 681	4, 075, 641, 736	5, 208	5, 213
第 160 計算期間末日	(2025 年 5 月 12 日)	4, 208, 864, 123	4, 212, 742, 479	5, 426	5, 431
第 161 計算期間末日	(2025 年 7 月 10 日)	4, 253, 617, 443	4, 257, 390, 032	5, 638	5, 643
第 162 計算期間末日	(2025 年 9 月 10 日)	4, 244, 781, 357	4, 248, 512, 603	5, 688	5, 693
第 163 計算期間末日	(2025 年 11 月 10 日)	4, 311, 922, 290	4, 315, 581, 706	5, 892	5, 897
第 164 計算期間末日	(2026 年 1 月 13 日)	4, 419, 423, 041	4, 423, 037, 067	6, 114	6, 119
第 165 計算期間末日	(2026 年 3 月 10 日)	4, 343, 402, 270	4, 346, 980, 913	6, 069	6, 074
第 166 計算期間末日	(2026 年 5 月 11 日)	4, 331, 020, 791	4, 334, 575, 579	6, 092	6, 097
2025 年 5 月末日		4, 209, 306, 135	—	5, 441	—
6 月末日		4, 260, 349, 193	—	5, 611	—
7 月末日		4, 230, 791, 909	—	5, 619	—
8 月末日		4, 232, 985, 027	—	5, 632	—
9 月末日		4, 274, 327, 604	—	5, 743	—
10 月末日		4, 345, 413, 501	—	5, 928	—
11 月末日		4, 389, 660, 548	—	6, 028	—
12 月末日		4, 411, 380, 714	—	6, 089	—
2026 年 1 月末日		4, 396, 739, 203	—	6, 109	—
2 月末日		4, 437, 238, 183	—	6, 182	—
3 月末日		4, 281, 811, 264	—	5, 995	—
4 月末日		4, 363, 293, 089	—	6, 129	—
5 月末日		4, 347, 405, 819	—	6, 145	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 107 計算期間	50 円
第 108 計算期間	25 円
第 109 計算期間	25 円
第 110 計算期間	25 円
第 111 計算期間	25 円
第 112 計算期間	25 円
第 113 計算期間	15 円
第 114 計算期間	15 円
第 115 計算期間	15 円
第 116 計算期間	15 円
第 117 計算期間	15 円
第 118 計算期間	15 円
第 119 計算期間	15 円
第 120 計算期間	15 円
第 121 計算期間	15 円
第 122 計算期間	15 円
第 123 計算期間	15 円
第 124 計算期間	5 円
第 125 計算期間	5 円
第 126 計算期間	5 円
第 127 計算期間	5 円
第 128 計算期間	5 円
第 129 計算期間	5 円
第 130 計算期間	5 円
第 131 計算期間	5 円
第 132 計算期間	5 円
第 133 計算期間	5 円
第 134 計算期間	5 円
第 135 計算期間	5 円
第 136 計算期間	5 円
第 137 計算期間	5 円
第 138 計算期間	5 円
第 139 計算期間	5 円
第 140 計算期間	5 円
第 141 計算期間	5 円
第 142 計算期間	5 円
第 143 計算期間	5 円
第 144 計算期間	5 円
第 145 計算期間	5 円

第 146 計算期間	5 円
第 147 計算期間	5 円
第 148 計算期間	5 円
第 149 計算期間	5 円
第 150 計算期間	5 円
第 151 計算期間	5 円
第 152 計算期間	5 円
第 153 計算期間	5 円
第 154 計算期間	5 円
第 155 計算期間	5 円
第 156 計算期間	5 円
第 157 計算期間	5 円
第 158 計算期間	5 円
第 159 計算期間	5 円
第 160 計算期間	5 円
第 161 計算期間	5 円
第 162 計算期間	5 円
第 163 計算期間	5 円
第 164 計算期間	5 円
第 165 計算期間	5 円
第 166 計算期間	5 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 107 計算期間	△7. 30
第 108 計算期間	2. 93
第 109 計算期間	△2. 32
第 110 計算期間	4. 83
第 111 計算期間	△1. 49
第 112 計算期間	2. 70
第 113 計算期間	3. 78
第 114 計算期間	2. 04
第 115 計算期間	0. 88
第 116 計算期間	1. 10
第 117 計算期間	△2. 30
第 118 計算期間	△0. 95
第 119 計算期間	0. 43
第 120 計算期間	△2. 54
第 121 計算期間	0. 07
第 122 計算期間	△2. 45

第 123 計算期間	1. 48
第 124 計算期間	△0. 25
第 125 計算期間	2. 48
第 126 計算期間	△1. 39
第 127 計算期間	△0. 61
第 128 計算期間	0. 69
第 129 計算期間	0. 23
第 130 計算期間	△5. 09
第 131 計算期間	5. 99
第 132 計算期間	3. 96
第 133 計算期間	△0. 45
第 134 計算期間	2. 20
第 135 計算期間	△0. 40
第 136 計算期間	1. 23
第 137 計算期間	△0. 51
第 138 計算期間	△0. 14
第 139 計算期間	0. 27
第 140 計算期間	△2. 56
第 141 計算期間	△4. 68
第 142 計算期間	△1. 44
第 143 計算期間	△1. 05
第 144 計算期間	1. 44
第 145 計算期間	△1. 03
第 146 計算期間	△3. 90
第 147 計算期間	△1. 13
第 148 計算期間	4. 60
第 149 計算期間	4. 00
第 150 計算期間	0. 91
第 151 計算期間	2. 12
第 152 計算期間	1. 92
第 153 計算期間	2. 34
第 154 計算期間	2. 70
第 155 計算期間	3. 82
第 156 計算期間	△6. 64
第 157 計算期間	2. 67
第 158 計算期間	△1. 57
第 159 計算期間	△2. 81
第 160 計算期間	4. 28
第 161 計算期間	3. 99
第 162 計算期間	0. 97
第 163 計算期間	3. 67

第 164 計算期間	3. 85
第 165 計算期間	△0. 65
第 166 計算期間	0. 46

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 107 計算期間	109, 918, 756	424, 615, 744	21, 459, 444, 191
第 108 計算期間	66, 789, 091	370, 903, 174	21, 155, 330, 108
第 109 計算期間	86, 173, 999	943, 165, 075	20, 298, 339, 032
第 110 計算期間	42, 293, 879	724, 899, 092	19, 615, 733, 819
第 111 計算期間	42, 244, 512	639, 980, 055	19, 017, 998, 276
第 112 計算期間	68, 546, 580	625, 385, 793	18, 461, 159, 063
第 113 計算期間	47, 832, 489	937, 713, 207	17, 571, 278, 345
第 114 計算期間	32, 921, 565	646, 490, 948	16, 957, 708, 962
第 115 計算期間	34, 900, 319	420, 932, 672	16, 571, 676, 609
第 116 計算期間	37, 187, 717	699, 582, 260	15, 909, 282, 066
第 117 計算期間	46, 161, 343	294, 358, 944	15, 661, 084, 465
第 118 計算期間	20, 864, 013	204, 963, 408	15, 476, 985, 070
第 119 計算期間	48, 201, 584	213, 447, 690	15, 311, 738, 964
第 120 計算期間	130, 038, 021	262, 212, 379	15, 179, 564, 606
第 121 計算期間	20, 611, 604	322, 127, 121	14, 878, 049, 089
第 122 計算期間	19, 933, 906	192, 223, 151	14, 705, 759, 844
第 123 計算期間	30, 464, 486	332, 420, 708	14, 403, 803, 622
第 124 計算期間	22, 642, 057	260, 971, 650	14, 165, 474, 029
第 125 計算期間	15, 924, 967	343, 772, 526	13, 837, 626, 470
第 126 計算期間	12, 133, 848	279, 350, 176	13, 570, 410, 142
第 127 計算期間	11, 581, 035	221, 401, 279	13, 360, 589, 898
第 128 計算期間	11, 370, 224	394, 641, 455	12, 977, 318, 667
第 129 計算期間	11, 158, 062	210, 068, 503	12, 778, 408, 226
第 130 計算期間	12, 010, 084	150, 840, 272	12, 639, 578, 038
第 131 計算期間	19, 491, 158	162, 824, 714	12, 496, 244, 482
第 132 計算期間	14, 000, 159	308, 362, 436	12, 201, 882, 205
第 133 計算期間	13, 446, 542	211, 934, 934	12, 003, 393, 813
第 134 計算期間	15, 916, 898	224, 647, 236	11, 794, 663, 475
第 135 計算期間	17, 986, 218	233, 729, 753	11, 578, 919, 940
第 136 計算期間	15, 576, 809	140, 484, 148	11, 454, 012, 601
第 137 計算期間	18, 650, 503	202, 912, 960	11, 269, 750, 144
第 138 計算期間	25, 344, 453	169, 595, 436	11, 125, 499, 161
第 139 計算期間	7, 542, 610	165, 613, 007	10, 967, 428, 764

第 140 計算期間	8,919,303	109,242,779	10,867,105,288
第 141 計算期間	8,503,559	129,297,633	10,746,311,214
第 142 計算期間	46,780,603	159,126,209	10,633,965,608
第 143 計算期間	31,655,610	117,133,582	10,548,487,636
第 144 計算期間	9,942,899	131,869,712	10,426,560,823
第 145 計算期間	9,684,890	190,325,068	10,245,920,645
第 146 計算期間	9,252,062	106,640,876	10,148,531,831
第 147 計算期間	19,055,636	167,351,327	10,000,236,140
第 148 計算期間	9,267,635	107,860,723	9,901,643,052
第 149 計算期間	11,084,029	135,646,020	9,777,081,061
第 150 計算期間	11,184,884	152,199,406	9,636,066,539
第 151 計算期間	7,037,354	168,571,336	9,474,532,557
第 152 計算期間	104,405,946	153,834,333	9,425,104,170
第 153 計算期間	7,755,112	618,790,408	8,814,068,874
第 154 計算期間	19,846,995	109,874,256	8,724,041,613
第 155 計算期間	24,551,535	565,105,998	8,183,487,150
第 156 計算期間	13,659,485	119,147,357	8,077,999,278
第 157 計算期間	5,457,557	78,368,861	8,005,087,974
第 158 計算期間	5,795,852	111,559,600	7,899,324,226
第 159 計算期間	11,484,675	92,697,771	7,818,111,130
第 160 計算期間	11,192,366	72,589,782	7,756,713,714
第 161 計算期間	6,621,918	218,156,845	7,545,178,787
第 162 計算期間	8,088,022	90,773,625	7,462,493,184
第 163 計算期間	7,673,941	151,334,077	7,318,833,048
第 164 計算期間	17,837,329	108,617,442	7,228,052,935
第 165 計算期間	12,829,603	83,595,063	7,157,287,475
第 166 計算期間	11,083,205	58,793,752	7,109,576,928

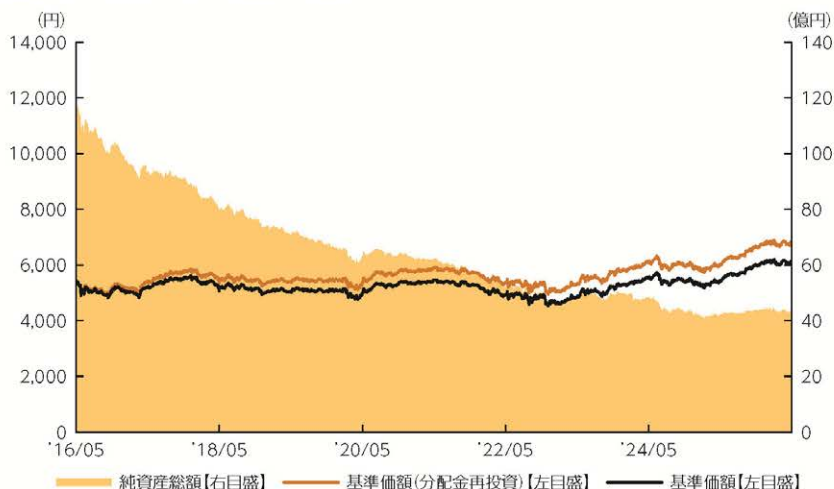
《参考情報》



運用実績

2026年5月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2016年5月31日～2026年5月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	6,145円
純資産総額	43.4億円

• 純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2026年 5 月	5 円
2026年 3 月	5 円
2026年 1 月	5 円
2025年11月	5 円
2025年 9 月	5 円
2025年 7 月	5 円
直近1年間累計	30 円
設定来累計	7,933 円

• 分配金は1万円当たり、税引前

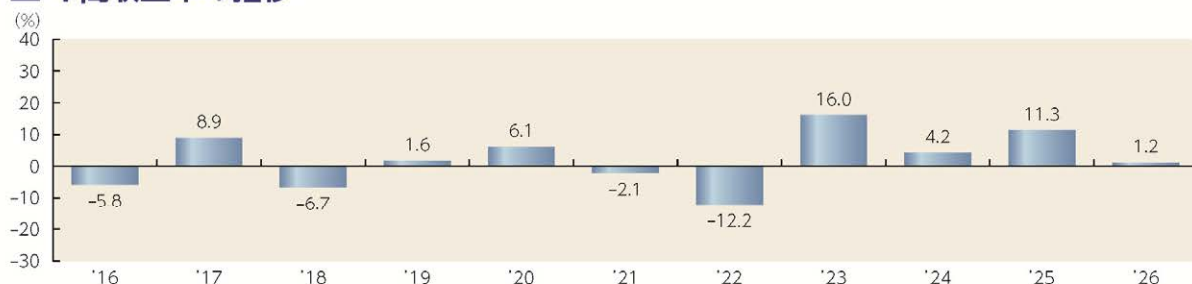
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 ユーロ	82.0%
2 ポーランドズロチ	6.7%
3 ノルウェークローネ	5.5%
4 スウェーデンクローネ	3.7%
5 デンマーククローネ	1.5%
6 円	0.6%

組入上位銘柄	種別	国・地域	比率
1 2.9 BUND 360215	国債	ドイツ	6.8%
2 2.6 BUND 410515	国債	ドイツ	5.3%
3 2.75 O.A.T 300225	国債	フランス	4.7%
4 3.5 O.A.T 351125	国債	フランス	4.7%
5 2.3 BUND 330215	国債	ドイツ	4.4%
6 2.75 O.A.T 290225	国債	フランス	4.0%
7 4.5 POLAND 310125	国債	ポーランド	3.8%
8 2.7 O.A.T 310225	国債	フランス	3.8%
9 3.2 SPAIN GOVT 351031	国債	スペイン	3.8%
10 3.25 SPAIN GOVT 340430	国債	スペイン	3.3%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2026年は年初から5月29日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.20%（税抜 2.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.07% をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の 9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して 5 営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。その場合に

は、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（1998年8月28日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年1月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した

ときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年5月および11月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 隔月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2025 年 11 月 11 日から 2026 年 5 月 11 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年7月15日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユーロランド・ソブリン・インカムの2025年11月11日から2026年5月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユーロランド・ソブリン・インカムの2026年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ユーロランド・ソブリン・インカム】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2025 年 11 月 10 日現在]	当期 [2026 年 5 月 11 日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	50,161,426	37,091,055
コール・ローン	16,569,482	48,856,209
国債証券	3,992,232,534	3,452,210,123
特殊債券	203,351,599	749,835,775
派生商品評価勘定	171,234	1,607,557
未収入金	32,469,240	-
未収利息	33,401,633	31,490,698
前払費用	16,184,594	25,308,537
その他未収収益	2,367,033	4,764,996
流動資産合計	4,346,908,775	4,351,164,950
資産合計	4,346,908,775	4,351,164,950
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	173,550	4,409,635
未払金	21,280,589	-
未払収益分配金	3,659,416	3,554,788
未払解約金	751,026	2,825,427
未払受託者報酬	395,234	405,304
未払委託者報酬	8,695,070	8,916,601
その他未払費用	31,600	32,404
流動負債合計	34,986,485	20,144,159
負債合計	34,986,485	20,144,159
純資産の部		
元本等		
元本	7,318,833,048	7,109,576,928
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△3,006,910,758	△2,778,556,137
(分配準備積立金)	113,513,429	138,925,250
元本等合計	4,311,922,290	4,331,020,791
純資産合計	4,311,922,290	4,331,020,791
負債純資産合計	4,346,908,775	4,351,164,950

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025 年 5 月 13 日	当期 自 2025 年 11 月 11 日
--	-------------------------	--------------------------

	至 2025 年 11 月 10 日	至 2026 年 5 月 11 日
営業収益		
受取利息	51,723,808	54,254,757
有価証券売買等損益	△7,909,446	△52,566,083
為替差損益	344,194,733	181,288,471
その他収益	2,495,062	2,397,963
営業収益合計	390,504,157	185,375,108
営業費用		
受託者報酬	1,168,709	1,198,402
委託者報酬	25,711,559	26,364,703
その他費用	924,515	1,094,205
営業費用合計	27,804,783	28,657,310
営業利益又は営業損失（△）	362,699,374	156,717,798
経常利益又は経常損失（△）	362,699,374	156,717,798
当期純利益又は当期純損失（△）	362,699,374	156,717,798
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,539,281	1,444,363
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,547,849,591	△3,006,910,758
剰余金増加額又は欠損金減少額	204,710,616	100,289,803
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	204,710,616	100,289,803
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,768,625	16,461,160
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,768,625	16,461,160
分配金	11,163,251	10,747,457
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,006,910,758	△2,778,556,137

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第 60 条および第 61 条にしたがって処理しております。 ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年 5 月 10 日および 11 月 10 日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は 2025 年 11 月 11 日から 2026 年 5 月 11 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025 年 11 月 10 日現在]	当期 [2026 年 5 月 11 日現在]
1. 期首元本額	7,756,713,714 円	7,318,833,048 円
期中追加設定元本額	22,383,881 円	41,750,137 円

期中一部解約元本額	460, 264, 547 円	251, 006, 257 円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3, 006, 910, 758 円	2, 778, 556, 137 円
3. 受益権の総数	7, 318, 833, 048 口	7, 109, 576, 928 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025 年 5 月 13 日 至 2025 年 11 月 10 日			当期 自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
第 161 期 2025 年 5 月 13 日 2025 年 7 月 10 日			第 164 期 2025 年 11 月 11 日 2026 年 1 月 13 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15, 797, 464 円	費用控除後の配当等収益額	A	19, 021, 967 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	103, 246, 156 円	収益調整金額	C	99, 411, 957 円
分配準備積立金額	D	79, 505, 689 円	分配準備積立金額	D	111, 853, 862 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	198, 549, 309 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	230, 287, 786 円
当ファンドの期末残存口数	F	7, 545, 178, 787 口	当ファンドの期末残存口数	F	7, 228, 052, 935 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	263 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	318 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円	1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	3, 772, 589 円	収益分配金金額	I=F*H/10, 000	3, 614, 026 円
第 162 期 2025 年 7 月 11 日 2025 年 9 月 10 日			第 165 期 2026 年 1 月 14 日 2026 年 3 月 10 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14, 716, 377 円	費用控除後の配当等収益額	A	8, 574, 548 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	102, 218, 977 円	収益調整金額	C	98, 671, 102 円
分配準備積立金額	D	90, 449, 344 円	分配準備積立金額	D	125, 819, 225 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	207, 384, 698 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	233, 064, 875 円
当ファンドの期末残存口数	F	7, 462, 493, 184 口	当ファンドの期末残存口数	F	7, 157, 287, 475 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	277 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	325 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円	1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	3, 731, 246 円	収益分配金金額	I=F*H/10, 000	3, 578, 643 円
第 163 期 2025 年 9 月 11 日 2025 年 11 月 10 日			第 166 期 2026 年 3 月 11 日 2026 年 5 月 11 日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17, 766, 157 円	費用控除後の配当等収益額	A	12, 720, 815 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	100, 361, 165 円	収益調整金額	C	98, 221, 499 円
分配準備積立金額	D	99, 406, 688 円	分配準備積立金額	D	129, 759, 223 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	217, 534, 010 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	240, 701, 537 円
当ファンドの期末残存口数	F	7, 318, 833, 048 口	当ファンドの期末残存口数	F	7, 109, 576, 928 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	297 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10, 000	338 円
1 万口当たり分配金額	H	5 円	1 万口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F*H/10, 000	3, 659, 416 円	収益分配金金額	I=F*H/10, 000	3, 554, 788 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025 年 5 月 13 日 至 2025 年 11 月 10 日	当期 自 2025 年 11 月 11 日 至 2026 年 5 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2025 年 11 月 10 日現在]	当期 [2026 年 5 月 11 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	引に関する注記)に記載しております。	
	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3) 上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2025 年 11 月 10 日現在]	当期 [2026 年 5 月 11 日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	11,663,097	△14,926,742
特殊債券	533,087	△705,198
合計	12,196,184	△15,631,940

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [2025 年 11 月 10 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	スウェーデンクローネ	11,193,667	—	11,297,090	103,423
	ノルウェークローネ	42,332,382	—	42,393,960	61,578
	売建				
	ユーロ	53,526,049	—	53,693,366	△167,317
合計		107,052,098	—	107,384,416	△2,316

当期 [2026 年 5 月 11 日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	スウェーデンクローネ	90,281,594	—	88,393,240	△1,888,354
	ノルウェークローネ	22,080,450	—	22,160,840	80,390

	ユーロ	89,146,000	—	87,826,759	△1,319,241
	売建				
	ノルウェークロ ーネ	89,146,000	—	90,348,040	△1,202,040
	ユーロ	112,362,044	—	110,834,877	1,527,167
合計		403,016,088	—	399,563,756	△2,802,078

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2025年11月10日現在]	当期 [2026年5月11日現在]
1口当たり純資産額	0.5892円	0.6092円
(1万口当たり純資産額)	(5,892円)	(6,092円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
スウェーデン クローネ	国債証券	0.75 SWD GOVT 280512	2,900,000.00	2,818,435.69	
		1 SWD GOVT 261112	2,400,000.00	2,388,493.20	
	国債証券 小計		5,300,000.00	5,206,928.89 (88,517,791)	
	特殊債券	1.375 EIB 280512	1,300,000.00	1,273,127.45	
	特殊債券 小計		1,300,000.00	1,273,127.45 (21,643,166)	

スウェーデンクローネ合計			6, 600, 000. 00	6, 480, 056. 34 (110, 160, 957)	
ノルウェークローネ	特殊債券	1. 342 ASIAN DEV 260618	6, 000, 000. 00	5, 982, 048. 90	
		3. 75 EIB 280509	1, 600, 000. 00	1, 574, 101. 87	
		4 NORDIC INV 261104	6, 000, 000. 00	5, 977, 991. 46	
ノルウェークローネ合計			13, 600, 000. 00	13, 534, 142. 23 (230, 757, 125)	
デンマーククローネ	国債証券	0 DMK GOVT 311115	3, 000, 000. 00	2, 615, 841. 15	
デンマーククローネ合計			3, 000, 000. 00	2, 615, 841. 15 (64, 663, 593)	
ポーランドズロチ	国債証券	3. 75 POLAND 270525	1, 200, 000. 00	1, 198, 632. 60	
		4. 5 POLAND 310125	1, 500, 000. 00	1, 468, 040. 37	
		5 POLAND 300125	2, 760, 000. 00	2, 779, 698. 12	
ポーランドズロチ合計			5, 460, 000. 00	5, 446, 371. 09 (237, 328, 343)	
ユーロ	国債証券	0. 5 SPAIN GOVT 311031	670, 000. 00	588, 946. 75	
		0. 75 O. A. T 280525	610, 000. 00	586, 339. 32	
		0. 85 AUSTRIA GOVT 200630	300, 000. 00	92, 187. 00	
		1 BEL GOVT 260622	310, 000. 00	309, 651. 90	
		1. 25 O. A. T 340525	450, 000. 00	381, 337. 42	
		1. 5 FINNISH GOVT 320915	200, 000. 00	182, 719. 80	
		1. 5 O. A. T 310525	590, 000. 00	548, 104. 10	
		1. 75 O. A. T 390625	680, 000. 00	531, 143. 06	
		1. 9 SPAIN GOVT 521031	370, 000. 00	241, 260. 06	
		2 O. A. T 480525	960, 000. 00	649, 780. 31	
		2. 3 BUND 330215	1, 070, 000. 00	1, 036, 760. 45	
		2. 5 O. A. T 430525	430, 000. 00	344, 891. 17	
		2. 6 BUND 350815	430, 000. 00	417, 179. 76	
		2. 6 BUND 410515	1, 350, 000. 00	1, 233, 839. 25	
		2. 7 SPAIN GOVT 481031	400, 000. 00	324, 461. 30	
		2. 75 O. A. T 290225	1, 530, 000. 00	1, 527, 706. 53	
		2. 75 O. A. T 300225	1, 110, 000. 00	1, 103, 798. 43	
		2. 8 SPAIN GOVT 260531	110, 000. 00	110, 040. 42	
		2. 9 BUND 360215	1, 590, 000. 00	1, 576, 402. 32	
		2. 9 BUND 560815	110, 000. 00	97, 037. 65	

	2. 95 AUSTRIA GOVT 350220		440, 000. 00	433, 117. 37		
	3. 1 BEL GOVT 350622		310, 000. 00	301, 943. 10		
	3. 2 O. A. T 350525		290, 000. 00	282, 096. 05		
	3. 2 SPAIN GOVT 351031		890, 000. 00	877, 985. 00		
	3. 25 O. A. T 550525		180, 000. 00	145, 288. 88		
	3. 25 SPAIN GOVT 340430		760, 000. 00	761, 061. 34		
	3. 375 PORTUGUESE 400615		290, 000. 00	281, 195. 46		
	3. 45 SPAIN GOVT 430730		230, 000. 00	217, 596. 79		
	3. 5 BEL GOVT 550622		310, 000. 00	266, 556. 97		
	3. 5 SPAIN GOVT 410131		340, 000. 00	329, 049. 46		
	3. 625 PORTUGUESE 540612		210, 000. 00	196, 895. 47		
	4. 1 PORTUGUESE 450215		300, 000. 00	310, 538. 40		
	4. 25 BEL GOVT 410328		140, 000. 00	145, 336. 61		
	5. 15 SPAIN GOVT 441031		120, 000. 00	139, 878. 74		
	国債証券 小計			18, 080, 000. 00	16, 572, 126. 64 (3, 061, 700, 396)	
	特殊債券	0. 125 AGENCE FRAN 310929		300, 000. 00	252, 902. 57	
		0. 125 CAISSE D' AM 310915		600, 000. 00	512, 571. 28	
		0. 25 AGENCE FRANC 290629		600, 000. 00	550, 005. 74	
		1 AGENCE FRANCAIS 280131		400, 000. 00	387, 596. 98	
		2. 75 CAISSE D' AMO 290225		300, 000. 00	299, 236. 63	
		3 EUROPEAN U 530304		140, 000. 00	115, 214. 23	
		3. 375 EUROPEAN U 351212		160, 000. 00	160, 697. 79	
		3. 375 EUROPEAN U 391004		120, 000. 00	116, 247. 87	
		3. 625 AGENCE FRAN 350120		300, 000. 00	298, 005. 85	
	特殊債券 小計			2, 920, 000. 00	2, 692, 478. 94 (497, 435, 484)	
ユーロ合計			21, 000, 000. 00	19, 264, 605. 58 (3, 559, 135, 880)		
合計				4, 202, 045, 898 (4, 202, 045, 898)		

(注 1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注 2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に
----	-----	--------------	----------------

			対する比率
スウェーデンクローネ	国債証券 2 銘柄	80.35%	2.11%
	特殊債券 1 銘柄	19.65%	0.52%
ノルウェークローネ	特殊債券 3 銘柄	100.00%	5.49%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.00%	1.54%
ポーランドズロチ	国債証券 3 銘柄	100.00%	5.65%
ユーロ	国債証券 34 銘柄	86.02%	72.86%
	特殊債券 9 銘柄	13.98%	11.84%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【ユーロランド・ソブリン・インカム】

【純資産額計算書】

2026 年 5 月 29 日現在

(単位：円)

I 資産総額	4,503,737,843
II 負債総額	156,332,024
III 純資産総額 (I - II)	4,347,405,819
IV 発行済口数	7,074,225,032口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.6145
(10,000口当たり)	(6,145)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2026年5月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間ににおける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定

する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2026年5月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	795	63,277,112
追加型公社債投資信託	17	1,642,481
単位型株式投資信託	50	274,248
単位型公社債投資信託	36	97,311
合 計	898	65,291,152

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 41 期事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 5 日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	見	将	史
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	嶋	大	士
--------------------	-------	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	37,354	38,323
有価証券	700	3,347
前払費用	770	937
未収入金	25	0
未収委託者報酬	24,418	29,726
未収収益 ※2	1,005	※2 1,081
金銭の信託	1,650	3,151
その他	398	526
流動資産合計	66,325	77,094
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	2,762	※1 2,581
器具備品 ※1	1,045	※1 1,542
土地	628	628
建設仮勘定	747	6
有形固定資産合計	5,184	4,758
無形固定資産		
ソフトウェア	4,452	4,732
ソフトウェア仮勘定	1,003	861
無形固定資産合計	5,456	5,594
投資その他の資産		
投資有価証券	10,302	17,107
関係会社株式	159	159
投資不動産 ※1	1,712	※1 1,641
長期差入保証金	690	689
繰延税金資産	1,640	1,362
その他	45	45
貸倒引当金	△23	△23
投資その他の資産合計	14,526	20,981
固定資産合計	25,166	31,334
資産合計	91,491	108,428

(単位：百万円)

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	474	567
未払金		
未払収益分配金	114	130
未払償還金	151	166
未払手数料	8,878	11,249
その他未払金	※2 819	※2 1,817
未払費用	※2 10,352	※2 11,814
未払消費税等	1,211	1,352
未払法人税等	3,187	4,562
賞与引当金	1,308	1,636
役員賞与引当金	259	307
その他	1	0
流動負債合計	26,761	33,606
固定負債		
退職給付引当金	1,654	1,726
役員退職慰労引当金	25	11
時効後支払損引当金	244	240
資産除去債務	1,444	1,460
その他	29	29
固定負債合計	3,398	3,467
負債合計	30,159	37,074
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金	3,572	3,572
その他資本剰余金	41,160	41,160
資本剰余金合計	44,732	44,732
利益剰余金		
利益準備金	342	342
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,846	21,587
利益剰余金合計	13,189	21,929
株主資本合計	59,921	68,662

(単位：百万円)

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	第 41 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0
営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

(単位：百万円)

	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	第 41 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204
その他	22	34
営業外収益合計	390	563
営業外費用		
投資有価証券償還損	7	10
時効後支払損引当金繰入	15	-
事務過誤費	7	23
賃貸関連費用	188	182
投資事業組合運用損	-	19
その他	9	0
営業外費用合計	227	236
経常利益	17,592	21,707
特別利益		
投資有価証券売却益	739	326
特別利益合計	739	326
特別損失		
投資有価証券売却損	138	14
投資有価証券評価損	-	37
固定資産除却損	※2 18	※2 2
固定資産売却損	※1 6	-
減損損失	※4 1,306	-
事業譲渡関連損失	※5 491	-
特別損失合計	1,961	54
税引前当期純利益	16,371	21,979
法人税、住民税及び事業税	※3 5,356	※3 6,780
法人税等調整額	△344	△312
法人税等合計	5,011	6,468
当期純利益	11,359	15,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

第40期（自2024年4月1日至2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途 積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	342	6, 998	40, 236	47, 577	94, 310
当期変動額					
剰余金の配当			△45, 747	△45, 747	△45, 747
当期純利益			11, 359	11, 359	11, 359
別途積立金の取崩		△6, 998	6, 998	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△6, 998	△27, 390	△34, 388	△34, 388
当期末残高	342	—	12, 846	13, 189	59, 921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921
当期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	3年～20年
投資不動産	3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額

法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年 2 回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年 4 回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第 41 号 2026 年 1 月 9 日 企業会計基準委員会）

「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 35 号 2026 年 1 月 9 日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲

して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

(損益計算書関係)

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第41期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
器具備品	6百万円	—
計	6百万円	—

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第41期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
建物	—	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	—	—
電話加入権	15百万円	—
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	第41期 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4. 減損損失

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306 百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を 1 つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第 41 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

※5. 事業譲渡関連損失

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第 41 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 45,747 百万円
- ② 1 株当たり配当額 216,218 円
- ③ 基準日 2024 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 2024 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,770 百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 31,998 円
- ④ 基準日 2025 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 2025 年 6 月 27 日

第 41 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,770 百万円
- ② 1 株当たり配当額 31,998 円
- ③ 基準日 2025 年 3 月 31 日
- ④ 効力発生日 2025 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026 年 6 月 25 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 12,408 百万円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1 株当たり配当額 58,647 円
- ④ 基準日 2026 年 3 月 31 日
- ⑤ 効力発生日 2026 年 6 月 26 日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
1 年内	681 百万円	171 百万円
1 年超	170 百万円	4 百万円
合計	851 百万円	176 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下、「時価算定適用指針」という。）第 24-16 項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注 3）参照）。

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1
(2) 有価証券	700	700	—
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	—
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	—
資産計	49,805	49,803	△1

- (注 1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注 2) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額 1,000 百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。
- (注 3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資
 関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額 202 百万円）は上記に含めておりません。
- (注 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注 5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	37,354	—	—	—
金銭の信託	1,650	—	—	—
未収委託者報酬	24,418	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第 41 期(2026 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	3,347	3,347	—
(2) 金銭の信託	3,151	3,151	—
(3) 投資有価証券	16,751	16,751	—
資産計	23,250	23,250	—

- (注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注 2) 投資有価証券には、時価算定適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (注 3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資
 関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 159 百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第 24-16 項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額 355 百万円）は上記に含めておりません。

(注 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	38,323	—	—	—
金銭の信託	3,151	—	—	—
未収委託者報酬	29,726	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	—	—	—
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません ((1) * 参照)。

レベル 1 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	—	700	—	700
金銭の信託	—	1,650	—	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	—	10,099
資産計	2,601	9,849	—	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF (上場投資信託) は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF (上場投資信託) 以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券	1,999	1,348	—	3,347
金銭の信託	—	3,151	—	3,151
投資有価証券(*)	5,740	10,711	—	16,451
資産計	7,739	15,210	—	22,950

(*) 時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300 百万円）は、上記には含めておりません。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF 及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	—	—	0	300	—	—	300	—

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが 300 百万円であります。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)

区分	時価 (百万円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
現金及び預金	—	998	—	998
資産計	—	998	—	998

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額 36,354 百万円）は、上記に含めておりません。

第 41 期(2026 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在) 及び第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)

関連会社株式 (貸借対照表計上額は 159 百万円) は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第 40 期(2025 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 1,650 百万円、取得原価は 1,650 百万円)を含めております。

第 41 期(2026 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は 3,151 百万円、取得原価は 3,150 百万円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	1,780	326	14
合計	1,780	326	14

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について 37 百万円（その他有価証券のその他 37 百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の発生額	△62	144
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う調整額	△8	—
年金資産の期末残高	2,350	2,383

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,654	1,726
退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,654	1,726

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	第 41 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の 費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る 退職給付費用	204	205

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
 主要な数理計算上の計算基礎

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 172 百万円、当事業年度 173 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67
役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339
繰延税金資産 小計	2,290	2,603
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債 合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
 第 40 期（2025 年 3 月 31 日現在）及び第 41 期（2026 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 15 年と見積り、割引率は 1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第 40 期 (2025 年 3 月 31 日現在)	第 41 期 (2026 年 3 月 31 日現在)
期首残高	1,428 百万円	1,444 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	—	—
時の経過による調整額	15 百万円	15 百万円
期末残高	1,444 百万円	1,460 百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日) 及び第 41 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日) 及び第 41 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 3)	科目	期末残高 (注 3)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2, 141, 513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100. 0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注 1)	42 百万円	その他 未払金	43 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注 2)	508 百万円		
						役員の兼任				

第 41 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 3)	科目	期末残高 (注 3)
親会社	㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2, 141, 513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100. 0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注 1)	251 百万円	その他 未払金	215 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注 2)	647 百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
2. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第 40 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注 1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
							投資助言料 (注 2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱 UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 取引銀行	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注 1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
							コーラブル 預金の預入 (注 3)	1,000 百万円	現金及び預金	1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注 1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

第 41 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 4)	科目	期末残高 (注 4)
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注 1)	5,693 百万円	未払手数料	1,169 百万円
							投資助言料 (注 2)	460 百万円	未払費用	262 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱 UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注 1)	5,038 百万円	未払手数料	1,350 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱 UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務 代行手数料の 支払 (注 1)	9,745 百万円	未払手数料	1,832 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は 1 年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	第 40 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	第 41 期 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	289,876.37 円	337,242.83 円
1 株当たり当期純利益金額	53,688.15 円	73,309.88 円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額 (百万円)	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

約款

ユーロランド・ソブリン・インカム

信託約款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ユーロランド・ソブリン・インカム
ー運用の基本方針ー

約款第 20 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

運用の基本的考え方

- EMU参加国および参加見込国のソブリン債券（A格以上）を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保とともに信託財産の成長を目指します。また、欧州地域以外の発行体による欧州通貨建債券を一部組入れることがあります。
- デュレーション・コントロールおよびカンントリー・アロケーションを行うことにより、債券運用の付加価値を追求します。
- 為替は弾力的にヘッジします。

2. 投資対象

EMU参加国および参加見込国のソブリン債券（A格以上）を主要投資対象とします。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

3. 投資制限

（1）株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

（2）同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

（3）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

（4）有価証券先物取引等は、約款第 23 条の範囲で行います。

（5）スワップ取引は、約款第 24 条の範囲で行います。

（6）外貨建資産への投資は、制限を設けません。

（7）一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 収益分配方針

2 ヶ月に 1 回（1、3、5、7、9、11 月の 10 日とします。ただし、10 日が休業日のときは翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は 1998 年 11 月 10 日とします。

（1）分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（2）分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、受益者のために利殖の目的をもって金72,452,174,110円を信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

② <削除>

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条に規定する受益権については、72,452,174,110口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ <削除>

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第 28 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 9 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② <削除>

(受益権の申込単位および価額)

第 11 条 委託者の指定する販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 46 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

② <削除>

③ 前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項の取得申込日がロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、受益権の取

得申込みの受付は行いません。

④ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第 5 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第 1 項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ <削除>

⑦ <削除>

⑧ 第 5 項の規定にかかわらず、受益者が第 46 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、決算日の基準価額とします。

⑨ <削除>

⑩ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

第 12 条 <削除>

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 15 条 <削除>

第 16 条 <削除>

第 17 条 <削除>

第 18 条 <削除>

（投資の対象とする資産の種類等）

第 18 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条および第 24 条に定めるものに限り。）
3. 約束手形
4. 金銭債権

② 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（運用の指図範囲等）

第 19 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券もしくは証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち、第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(投資する株式の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の金利変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第24条の2 委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、

信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 30 条 <削除>

（混蔵寄託）

第 31 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保

管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 32 条 <削除>

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 33 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 34 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

(再投資の指図)

第 35 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 36 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 37 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 38 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(計算期間)

第 39 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 11 日から 3 月 10 日まで、3 月 11 日から 5 月 10 日まで、5 月 11 日から 7 月 10 日まで、7 月 11 日から 9 月 10 日まで、9 月 11 日から 11 月 10 日まで、および 11 月 11 日から翌年 1 月 10 日までとします。ただし、第 1 計算期間は 1998 年 8 月 28 日から 1998 年 11 月 10 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といい

ます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(信託事務の諸費用)

第41条 信託財産に関する租税、会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1万分の115の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

第44条 <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日および第46条第2項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第46条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第50条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第46条第6項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 46 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 48 条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ <削除>

④ <削除>

⑤ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

⑥ 一部解約金は、第 50 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。

⑦ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑨ <削除>

⑩ <削除>

第 47 条 <削除>

（収益分配金および償還金の時効）

第 48 条 受益者が、収益分配金については第 46 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 46 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第 49 条 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取ることができます。

② 前項の規定にかかわらず、買取請求日がロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、当該請求に応じないものとし、

③ 受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.07% の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

④ 受益者は、2007 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、ただし、2007 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1

項の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消することがあります。

⑥ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託の一部解約）

第50条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、1999年3月9日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、1999年3月8日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がロンドンの銀行の休業日の場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.07%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の

1 または 30 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 52 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 56 条の規定にしたがいま

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 53 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 56 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 54 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 55 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 56 条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第 56 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第56条の2 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第57条 <削除>

(運用状況に係る情報の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 <削除>

第2条 第46条第8項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000年3月30日以前の取得申込みに係る受益権の信託時の価額は、委託者が計算する2000年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第3条 変更後の第42条の規定は、2000年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第4条 2006年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第18条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

1998年8月28日

